

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成28年3月4日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 坂本委員 西川委員 長島委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 28 年 3 月 4 日（金）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

3 請願等審査

受理番号 111 俣野小学校・深谷台小学校の統廃合に関する請願書

4 審議案件

教委第 52 号議案 教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について

教委第 53 号議案 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について

教委第 54 号議案 横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部改正について

教委第 55 号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について

教委第 56 号議案 横浜市三殿台考古館条例施行規則等の一部改正について

教委第 57 号議案 給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について

教委第 58 号議案 給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について

教委第 59 号議案 平成 27 年度 横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の追加決定について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

岡田教育長

おはようございます。ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。
はじめに、会議録の承認を行います。2月5日の会議録の署名者は坂本委員と西川委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回2月19日の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 2/24 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑
- 2/26 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託
- 3/2 予算第一特別委員会（局別審査）

それでは、一般報告をさせていただきます。

まず、市会関係ですが、2月24日、本会議第3日が行われました。一般議案についての議決、それから予算代表質疑が行われました。

2月26日、本会議第4日、予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託が行われました。

3月2日に予算第一特別委員会局別審査が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 3/3 平成27年度横浜市優秀教育実践校表彰式

次に市教委関係です。主な会議等についてですが、3月3日、平成27年度横浜市優秀教育実践校表彰式が行われ、教育長より表彰が行われました。市立学校全校から9校を表彰いたしました。

続いて、卒業式関係ですが、3月1日、横浜サイエンスフロンティア高校の卒業式が行われ、長島委員が出席されました。3月2日、桜丘高等学校に今田委員が、東高等学校に間野委員が、みなと総合高等学校に坂本委員が、戸塚高校の卒業式に西川委員が出席されました。

なお、これから小学校については3月17日から25日にかけて、中学校については3月14日に、また桜坂分校については3月18日、南校附属中については3月25日に卒業式が行われます。また、各委員の皆様には参列していただくこととなります。それから、特別支援学校につきましては、3月1日から23日にかけて卒業式が予定されています。

報告事項につきましては、特にございません。
その他についても特にございません。
報告は以上でございます。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。
特に御質問等がなければ、議事日程に従い、請願等審査に移ります。2月12日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号111の請願書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

高倉施設部長

おはようございます。施設部長の高倉です。どうぞよろしくお願ひします。
深谷台小学校・俣野小学校の学校規模の適正化につきましては、引き続き俣野小学校の保護者の方と対話を続けている状況でございますが、2月12日付で教育委員会宛に通学区域案の撤回についての請願が出されました。回答の考え方につきまして、学校計画課長から説明させていただきます。

須藤学校計画課長

学校計画課長の須藤です。よろしくお願ひいたします。
受理番号111の請願書について、請願項目につきましては、教育委員会事務局通学区域案を撤回することとなっております。
これまでの経過でございますけれども、深谷台小学校と俣野小学校の小規模校対策については、平成24年度から地域や保護者代表の方で構成する「深谷台小学校・俣野小学校」通学区域と学校規模の適正化検討委員会で検討を続けてきております。子供たちのために学校統合することはやむなしということを確認して、俣野小学校の一般学級の児童数が1クラス20人を下回ると、学校教育上子供たちに経験させたいことができなくなるということをお理解いただき、20人かける6学年の合計数で120人を下回った翌々年度の4月に統合するという合意がなされました。
一方、120人を下回る年度までは、検討委員会を休会したいということで、平成25年5月以降、約2年間休会しておりました。平成27年度の入学時点で、俣野小学校の児童数が120人を下回ったため、昨年8月から教育委員会から諮問し、10月に検討委員会を再開しました。
このような経過の中で検討委員会を進めており、通学区域については検討委員会の検討当初から、例えば第1回では大正小や深谷小など、周辺校も含めて包括的に考えるべきである、それから第4回では周辺校との通学区域調整についても教育委員会に素案を出してもらい、それを基に検討を進めたいといった御意見をいただいております。このため、第6回検討委員会のときに、使用校舎と通学区域について事務局案を提示し、各自治会などに持ち帰って検討していただくことをお願ひいたしました。
事務局案の通学区域は、俣野小学校の通学区域を統合校と周辺校に分けるものであったため、これについて御不安な声もいただいております。このことから、先週、2月24日に開催した第8回の検討委員会におきまして、深谷台小と俣野小がまとまって統合校へ通学する案など、当初の案に2案を加えた計3案を、現在各自治会などに持ち帰って検討していただくことを改めてお願ひしております。今後の進め方といたしましては、次回以降の検討委員会において、引き続き通学区域について議論していただくことを考えております。
回答の考え方といたしましては、俣野小学校及び深谷台小学校の対策については、教育委員会から横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問しており、現在調査・審議しております。統合校の通学区域については、これまでの検討委員会に

おける議論を踏まえ、現在事務局から複数の案が提示され、各自治会などに持ち帰って検討していただくことをお願いしていると聞いております。そのため、諮問を受けている検討委員会としての考え方を整理していただくことが重要と考えております。教育委員会としましては、今後検討委員会からの答申を受けて、小規模校対策を検討してまいります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

岡田教育長

事務局からの説明が終了いたしました。意見陳述の希望がありますので、まずその要否についてお諮りしたいと思います。御意見をお願いいたします。

今田委員

地元はそれなりにお考えがいろいろあるのでしょうかけれども、現在適正化等検討委員会に諮問していますから、その結果がまだ出されない中でここで陳述をお聞きするというのは、検討委員会からしても少し「うーん」という気持ちになるのでしょうか、手続的には検討委員会の結果がきちんと出てくるのを待つというのがオーソドックスなやり方ではないかと思えます。そういう意味では、今の時点では意見陳述を見合わせていただくというのが、僕は妥当だろうと思えます。

岡田教育長

ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、意見陳述につきましては、認めないということでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、意見陳述を認めないことといたします。

事務局から説明がありました。要望書に対する考え方について、御意見・御質問をいただきたいと思えます。御意見・御質問はございますでしょうか。

特に御意見等がなければ、受理番号111の要望書については、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りいたします。

教委第57号議案、教委第58号議案「学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」は訴訟等に関する案件のため、教委第59号議案「平成27年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の追加決定について」は個人情報を含む案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第57号議案から教委第59号議案は、非公開といたします。

議事日程に従いまして、教委第52号議案「教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について」所管課から説明いたします。

古橋総務課長

総務課長の古橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、教委第52号議案、行政不服審査法の改正に伴う「教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について」御説明させていただきます。

まず1枚おめくりいただきまして、提案理由を御覧ください。提案理由は、行政不服審査法の全部改正及び義務教育学校の設置に伴い、関係規定の整備を図るため、教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正したいので提案するものでございます。

3ページに改正する規則を、4ページ以降に新旧対照表を添付してございます。改正する内容につきましては、本日は説明資料を御用意いたしましたので、そちらを御覧ください。一番後ろにお付けしております。行政不服審査法の改正に伴う「教育長に委任する事務等に関する規則」の改正についてという資料になります。では、資料を御覧ください。

今回の規則改正のポイントは、1つは4月から改正行政不服審査法が施行されること、もう一点は本市教育委員会に義務教育学校が設置されることに伴うものでございます。

まず行政不服審査法の改正に関する部分ですが、資料の1、四角囲みの部分を御覧ください。不服申立ての手続の改正がございまして、審査請求に一元化されることに伴いまして、異議申立ての手続が廃止されることになりました。

まず、不服申立てとは、審査請求と異議申立ての2種類の手続が規定されております。行政処分等について不服がある場合は審査請求または異議申立てができることとなっております。

今回の法改正で、不服申立ての手続は異議申立ての手続が廃止され、審査請求に一元化されることとなりました。そこで、今まで教育長に委任されておりました行政処分に対する不服申立てにつきましては、教育委員会に審査請求を行うこととなっておりましたが、今後は、教育長に対しての審査請求を行うという形になります。

それによりまして、教育委員会の権限を規定しております第2条からこの部分を除く必要がございます。したがって、説明資料中段の表にございます第2条第13号について、改正案のとおり、「教育長に委任された行政処分に係るものを除く」という文言を明記いたします。

さらに、1の表の一番下でございますが、第4条には教育長に専決させる事務を規定しているところがございます。その中の第8号では、先ほど行政不服審査法のところで御説明いたしましたが、不服申立ての手続が審査請求に一元化されますので、不服申立ての表現を審査請求に改めることといたします。

なお、開示決定等の行政処分に関する審査請求先は、教育委員会となっておりますため、第2条第14号のもとの処分である行政文書及び個人情報の開示決定に関するものを第2条第14号に追加するものです。

続きまして、2を御覧ください。こちらは軽易な通学区域の設定及び変更に係る規則改正を教育長専決として規定している部分でございます。4月から本市教育委員会に義務教育学校が設置されることに伴い、小学校・中学校の後ろに「義務教育学校」を追加するものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等ございますでしょうか。

特に御意見等がなければ、教委第52号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第53号議案「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について」所管課から説明いたします。

古橋総務課長

それでは「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について」御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、提案理由を御覧ください。提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報等を情報資産として適正に保護及び管理する等のため、横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正するために提案するものでございます。

端的に申し上げますと、マイナンバー制度の導入に合わせまして、今まで個人情報の管理を規定しております文書管理規程と情報セキュリティ管理規程を整備いたしまして、改正するというところでございます。

3ページに改正する規則を、5ページ以降に新旧対照表をつけております。

改正の内容についてですが、本日は説明資料を御用意いたしましたので、御覧ください。一番後ろに添付しているものでございます。資料を御覧ください。

まず、情報セキュリティ管理規程でございます。こちらは教育委員会が保有する情報資産、例えば業務上利用する情報システムやデータなどがこれに該当しますが、これを適正に管理するために定めているものでございます。情報セキュリティ管理規程は、執行機関ごとに作成することとなっております。ですから、今回の改正は市長部局の改正を受けまして行うものでございます。

今回、いわゆるマイナンバー制度と言われる新しい社会保障・税番号制度が導入されました。それに伴いまして、個人情報の中でも社会保障・税番号に関する、いわゆるマイナンバーを含む特定個人情報という新しい概念のものができました。それを含めて新たな管理方法を定めるものが今回の改正ということになります。

まず、資料の1、情報セキュリティ管理規程の対象範囲を御覧ください。現在は媒体ごとに規定対象が分かれております。紙文書であれば文書管理規程、データであれば情報セキュリティ管理規程でそれぞれ管理しております。今回新たに個人情報・特定個人情報を含めたマイナンバー制度が入ってまいりましたので、それを合わせて整理するために、紙であっても情報セキュリティ管理規程で個人情報と特定個人情報を整理して規定していくというように改めていくものでございます。

改正後のところを御覧ください。今申し上げましたとおり、個人情報と特定個人情報に関するものは、紙であっても情報セキュリティ管理規程側で整理するようにいたします。データに関しましては、紙のシステム管理文書、例えばこれはシステムを操作するためのマニュアルのようなものですが、媒体としては紙ですけども、セキュリティ管理規程で規定していくということとなります。

具体的な改正の内容でございますが、2の主な改正内容を御覧ください。まず、(1)の定義のところに記載されております第2条では、新たな情報の種類として、特定個人情報というものを追記いたします。

続いて(2)、同じく2条ですが、個人情報及び特定個人情報を含む取扱いにつきまして、紙媒体からデータまで一元的な保護措置を定めた規定として位置付けます。そのため、(2)の2に行政文書、(2)の3にシステム関連文書、例

えば先ほど御説明しました、紙のマニュアル等がここに該当します。(4)の2に個人情報を追加し、今までもございました(5)の情報資産につきましては情報セキュリティ管理規程の対象の拡大をするために改正するものでございます。

最後に(3)といたしまして、職員の責務が記載されております。第5条に社会保障・税番号制度の導入に伴います職員の責務を遵守する法令として、(5)、いわゆるマイナンバー法に関するところ、(6)にそれに関連した条例を追加規定するものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

岡田教育長 所管課から説明が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。

間野委員 説明資料の対象範囲なのですが、今回特定個人情報という新たな概念ができましたので、そうであれば普通、紙でも特定個人情報の範囲だけだと思うのですが、新たに個人情報までをセキュリティ対象にするというのは、現行の規程にそもそも不備があったということでしょうか。

古橋総務課長 不備ではなく、媒体で分けておりましたので、個人情報に関わるものをどちらかの規程の中で、一括で管理するような整理をしたということでございます。

間野委員 紙についてはまた別に規程があるということなのですね。

古橋総務課長 そうです。個人情報に関するものに関して、紙媒体であっても情報セキュリティ管理規程側に明記するというようになっております。今までは、個人情報は紙であると文書管理規程に書かれていて、データについては情報セキュリティ管理規程に書かれるというようになっておりましたので、個人情報に関しては一括して情報セキュリティ管理規程に書き込むという形にするということです。

間野委員 文書管理規程と情報セキュリティ管理規程の違いをきちんと認識していないので、データ、デジタルのほうは情報セキュリティ管理規程、実物の紙に関しては文書管理規程ということですか。

古橋総務課長 紙媒体は文書管理規程ということです。

間野委員 なのに、なぜシステムの、デジタルのほうの管理規程に紙が入ってくるのかがそもそも分からないのですが。文書管理規程と情報セキュリティ管理規程で特定個人情報がより安全に管理されるようにそれぞれ規定するというやり方もあると思うのですが、何でデジタルのほうに含めるのでしょうか。

古橋総務課長 市長部局の文書管理を所管している部署と話をいたしまして、今回は一括で個人情報を管理するという中で、文書に関して媒体で分けていたものを、媒体ではなくどちらかのところでしっかりと管理しようということで、データを規定している側に個人情報の管理規程を明記していくようにしたものです。

間野委員 この図だけ見ると、それなら個人情報管理規程を別に作ったほうが整合性があるように思いましたけれども。

川田法規争訟等担当係長	<p>法規争訟等担当係長の川田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>先ほど総務課長からもお話がありましたとおり、個人情報につきましては、個人情報保護条例で紙媒体にしても、データについても保護を行っているところでございます。ただ、具体的な保護に当たっての対策が個人情報保護条例では規定されていないものですから、今回データにつきましても、それから紙につきましても、きちんと情報セキュリティ対策を講じるために一括してこのセキュリティ管理規程で対処していくということで、一連のものとして改正しております。</p>
間野委員	<p>そうだとすると、やはり規程の整備に不備があったのではないのでしょうか。</p>
川田法規争訟等担当係長	<p>個人情報保護条例という網はかかっておりますので、これまでも保護はなされてきていますが、やはり内部の組織として、紙であっても、データであっても、同等に適正な保護を講じていくということで、より適正な保護を行っていくという視点で今回改正しております。</p>
間野委員	<p>分かりました。</p>
岡田教育長	<p>よろしいのでしょうか。マイナンバーについては、横浜市では統一して情報セキュリティ管理規程で管理していこうということになりましたので、教育委員会も情報セキュリティ管理規程にマイナンバー保護関係を一括して管理していきたいということで、今説明させていただきました。</p> <p>それでは、教委第53号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいのでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
岡田教育長	<p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に、教委第54号議案、教委第55号議案については内容が関連するため、所管課からまとめて説明いたします。</p>
長谷川指導部長	<p>指導部長の長谷川です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、教委第54号議案「横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部改正について」及び教委第55号議案「横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について」一括して御説明させていただきます。</p> <p>まず、教委第54号議案の資料でございます。表紙をおめくりいただきまして、2ページの提案理由を御覧ください。平成28年2月の条例改正による義務教育学校の設置に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部を改正するため、提案するものでございます。</p> <p>次に、教委第55号議案の資料の表紙をおめくりいただきまして、2ページ目の提案理由を御覧ください。こちらも同様で、平成28年2月の条例改正による義務教育学校の設置に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部を改正するため提案するものでございます。</p> <p>詳細につきましては、小中一貫校推進・情報教育担当課長から御説明いたします。</p>

小中一貫校推進・情報教育担当課長の山下でございます。よろしくお願いいたします。

議案に関する資料の一番後ろにA4サイズの1枚ものの資料がございます。こちらで御説明させていただきますので、御覧ください。

義務教育学校の設置に伴う教育委員会規則等の一部改正についてでございます。1の改正の趣旨ですが、平成27年6月の学校教育法の改正及び平成28年2月の横浜市立学校条例の改正による義務教育学校の設置に伴い、教育委員会規則及び教育委員会達の一部を改正するものでございます。平成28年4月1日の施行を予定しております。

2の改正の内容ですが、教委第54号議案は、教育委員会規則の改正です。

(1)の条文等を変更するものとして、3つございます。アの横浜市立学校の管理運営に関する規則の第19条の2、イの横浜市立学校校長代理等設置規則の第4条第5項、ウの横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の第2条第1項及び第3条第1項の別表でございます。

順にお手元の第54号議案の資料で御説明いたしますので、こちらを御覧ください。第54号議案の資料、27ページをまず御覧ください。横浜市立学校の管理運営に関する規則の第19条の2についてでございます。こちらは新旧対照表でございます。上のほうに第19条の2がございます。左が現行規定です。ここでは小中一貫校2校の通称を規定しています。右が改正案で、アンダーライン部分が改正点です。まず、小中学校に「等」を追加し、小中一貫校に加えて義務教育学校を本規定の対象とします。

次に表がございしますが、表の左が名称、右が通称となっております。現行規定の表の下、名称は横浜市立霧が丘小学校、横浜市立霧が丘中学校と、通称横浜市立小中一貫校霧が丘小中学校を、改正案の右のほうですが、表の下、名称を霧が丘義務教育学校とこれに対する通称を横浜市立義務教育学校霧が丘学園に改めるものです。

なお、これにつきましては、地域の代表や保護者の代表で構成する学校運営協議会で御意見をいただき、それを踏まえたものとしております。

次に、11ページを御覧ください。横浜市立学校校長代理等設置規則の第4条第5項について御説明します。新旧対照表の一番下が第4条第5項です。左の現行規定ですが、「横浜市立学校の管理運営に関する規則第19条の2に規定する小中学校」とあります。これはただいま御説明しました規定でございまして、小中一貫校を指しております。「小中一貫校においては、教育委員会は、当該学校長の意見を聴いた上で、副校長の中から准校長を指名することができる」という規定となっております。右の改正案で、アンダーライン部分、「小中学校」の後ろにそれぞれ「等」を追加することにより、義務教育学校においても副校長の中から准校長を指名できることといたします。

次に、19ページを御覧ください。横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の第2条第1項及び第3条第1項の別表について御説明します。こちらの別表では、小中学校の通学区域を指定しております。左の現行規程の霧が丘小学校と霧が丘中学校に関する部分について、削除いたします。

次のページ、20ページをお開きいただきまして、右の改正案の中段以降のとおり、義務教育学校の表を追加いたしまして、霧が丘義務教育学校の通学区域を規定いたします。

それでは、最初の資料、A4の説明資料にお戻りいただきます。2の(1)の条文等を変更するものについて、3つ御説明いたしました。次に、(2)条文に

「義務教育学校」を追加するものでございます。改正する教育委員会規則一覧が下でございますが、1の横浜市歴史博物館条例施行規則について御説明します。恐縮ではございますが、今一度第54号議案の資料、9ページを御覧ください。

第10条の利用料金の減免に関する規定でございます。アンダーライン部分が改正点ですが、第1号、第3号ともに、小学校とともに減免対象とする学校に義務教育学校の前期課程を追加し、中学校とともに減免の対象とする学校に義務教育学校の後期課程を追加するものでございます。

恐縮ですが、A4の資料にもう一度お戻りいただきまして、改正する教育委員会規則一覧の2、横浜市立学校校長代理等設置規則以下につきましても、今御説明した改正と同様に、各規定の対象に義務教育学校を追加する改正を行うものでございます。改正する規則は、2、横浜市立学校校長代理等設置規則、3、横浜市立小学校、中学校及び特別支援学校事務主幹等設置規則、4、横浜市学校栄養主査等設置規則、5、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱い規則、6、横浜市立学校教職員互助会規則、7、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則、8、横浜市立学校の管理運営に関する規則、9、横浜市立高等学校通学区域規則、10、横浜市立南高等学校附属中学校通学区域規則、11、横浜市立小中学校の出席停止を命ずる際の手続きに関する規則、12、横浜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則でございます。

第54号議案の説明は以上でございます。

次に、教委第55号議案、教育委員会達の改正でございます。(1)の条文に「義務教育学校」を追加するものとして、下の一覧でございます横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程を改正します。

恐れ入りますが、教委第55号議案、薄い資料の4ページを御覧ください。横浜市教育委員会事務局等専決規程です。アンダーライン部分が改正点ですが、第6条第1号の5行目、「中学校」の後ろに「義務教育学校」を、「管轄小中学校」の後に「等」を追加するもので、第2号以下同様でございます。

次に7ページを御覧ください。横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程です。アンダーライン部分が改正点ですが、同様に各規定の対象に義務教育学校を追加する改正を行うものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。

間野委員

学校の名称、あるいは通称を決める手続についての規則は何かあるのでしょうか。

山下小中一貫校推進・情報教育担当課長

通称の決め方について、決まった規定というものはございません。

間野委員

その中で今回、学校運営協議会に案を出してもらおうという決め方は、どこでどう決めたのでしょうか。

山下小中一貫校推進・情報教育担当課長	通称は地域や保護者、児童生徒はもちろん、そういった方々に通常使われるものであるということで、学校運営協議会は小中学校合同で運営されている、学校に関する運営。
間野委員	学校運営協議会ではなくて、この教育委員会で学校運営協議会に通称を決めてもらうということを決めましたかという質問です。
岡田教育長	学校運営協議会で決めるということは決めていないですね。逆に、学校運営協議会からこの名前にしてほしいという要望が出されて、事務局が今これで名称を提案しているという形になります。
間野委員	たしか教育委員会で最終決定をするということだったのですが、今さらっと条文の中に流れていて、霧が丘学園という案で学校運営協議会が提案してきたものを一応文章に反映させたということですね。
山下小中一貫校推進・情報教育担当課長	そのとおりでございます。
間野委員	これまで私は何回か質問していたのですが、さらっと来たので。
山下小中一貫校推進・情報教育担当課長	今回案を御提案させていただいているという形でございます。
間野委員	とても象徴的な新しい学校を作りますので、私は名称がとても大事だと以前から感じて申し上げてきました。本当であれば複数案いただいて、その中から吟味させていただくとか、そういう方法もあったかと思いますが、もう既に案が1つに絞られているということであれば異論はございませんけれども、そのあたりの手続をもう少し早めに我々にも知らせてください。また次の学校がありますよね。そのときはもう少し早めに、できれば地域の方々の考えを尊重しながらも、やはり横浜市の新しい教育の取組として、市民全体に伝わるような名称も一緒に考えることができたらと思っています。以上です。
山下小中一貫校推進・情報教育担当課長	ありがとうございます。
岡田教育長	それでは、今間野委員から通称の名称の決め方について、もう少し議論が欲しかったというお話がありましたが、今回は地元の意見を尊重し、霧が丘学園としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
岡田教育長	それでは、そのほかの御質問・御意見はよろしいでしょうか。
間野委員	准校長と副校長、既に現行でも准校長がここにあるわけですからけれども、規定を

変えるので、この機会に変えるというチャンスでもあると思うのですが、これは准校長のままですか。校長代理は権限が異なるのでNGだということは以前伺いましたけれども、ここの検討の経過がもしあれば、教えていただけないでしょうか。

山下小中一貫校推進・情報教育担当課長

准校長という名称につきましては、准校長の役割として、副校長の業務のほかに、校長の定めるところにより、校長の日常の校務を代理し、又は行うということでございます。校長の業務を代理し、又は行うということで、その部分について校長に準じてそういった業務を行うということは、准校長という名称が一番分かりやすいと考えておまして、こういう御提案をさせていただいております。

間野委員

保護者や児童生徒の皆さんがだんだん慣れてくればきっと浸透すると思いますが、字面だけ見ると、准校長と副校長は極めて分かりづらいです。

長谷川指導部長

以前小中一貫校のときの校長に準ずるところでは、筆頭副校長というような名称も案としては出ていたのですけれども、ただやはり筆頭という使い方よりは、校長に準ずると言うほうがよりふさわしいのではないかということで、准校長ということで今はおさまっています。

間野委員

分かりました。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。
ほかにも御意見等がなければ、教委第54号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認いたします。
続いて、教委第55号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認いたします。
次に、教委第56号議案「横浜市三殿台考古館条例施行規則等の一部改正について」所管課から説明いたします。

小林教育政策推進等担当部長

教育政策推進等担当部長の小林でございます。教委第56号議案、横浜市三殿台考古館条例施行規則等の一部改正について、資料を御覧いただければと思います。横浜市三殿台考古館をはじめ、市内にございます5つの歴史施設につきましては、平成26年度に設置条例等の一部を改正しております。これに伴いまして、今回これらの施設に関する規則の改正が必要となります。改正の内容につきましては、生涯学習文化財課長より御説明いたします。

重松生涯学習文化財課長

重松です。どうぞよろしく願いいたします。
資料に基づきまして説明したいと思います。議案関係資料の後ろに、教育委員会資料がございます。そちらを御覧ください。横浜市三殿台考古館条例施行規則

等の改正についてというところでございます。後ろから5枚目、27ページの次になります。

まず趣旨でございます。横浜市三殿台考古館条例、横浜市歴史博物館条例、横浜都市発展記念館条例、横浜ユーラシア文化館条例及び横浜開港資料館条例の平成26年度の条例改正に伴いまして、それぞれの規則の一部改正を行います。

なお、横浜市歴史博物館条例施行規則につきましては、平成27年2月6日の教育委員会会議において議決済みでございます。

続きまして、2番の一部改正の内容でございます。まず1番目に、条例改正により指定管理の選定等が5館一括で行われることになりました。そこで、具体的な手続等の根拠は横浜市歴史博物館条例施行規則に集約されております。これに伴いまして、それまでその他の各施設に規定されておりました指定手続に関する条文を削除するというところでございます。2番目は、条例改正に伴いまして、施行規則の条番号のずれがありますので、その整理をします。3番目に、義務教育学校の設置に伴いまして、義務教育学校についての記載をします。この3つの点でございます。

まず、本文についています9ページを御覧いただければと思います。資料に引き続きいた9ページでございます。これは参考になりますけれども、歴史博物館の関係で、歴史博物館とか三殿台考古館とか、こういった5施設について、こちらで一括して申請するような形で、歴史博物館の規則に集約しているというところでございます。

続きまして、条例改正に伴う施行規則の条番号は、議案の7ページ等を御覧いただければと思います。三殿台考古館です。各施設同じような形になっております。まず、指定管理者のところ、第4条とか第5条、8ページの裏に行きまして、第8条とか、指定管理に関してアンダーラインになっておりますけれども、この辺を削除させていただいております。これは各施設とも同様な形になります。これに伴いまして、右側に条番号がずれていくということで、アンダーラインで調整させていただいております。

そして、次に13ページを御覧ください。13ページは都市発展記念館、これ以降の各施設は同様なのですが、13ページに義務教育学校の後期課程とか、第9条の利用料金の減免のところに義務教育学校を追加させていただいております。これは各施設同様な形になっております。

今回改正しましたのは、繰り返しになりますけれども、指定管理の条文削除と条整理、それと義務教育学校の記載を追加させていただいたという形になっております。

最初の教育委員会資料に戻りまして、3番の条例施行規則改正の経過ということで、今回このような形で分けて改正しましたのは、平成27年2月6日にまず教育委員会会議で歴史博物館の条例施行規則、これは1回目、2回目をまとめて改正しております。そして、3月9日に1回目の施行規則の改正、平成27年度に指定管理者の選定がございました。これに伴いまして、ほかの施設については一部規則改正がそれを利用しなければいけないということで残しております、今回合わせて規則改正をするという流れになっております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御意見等はございますでしょうか。

今田委員

意見というよりも教えてもらいたいのですが、この件は随分経過があって、5つに分かれている複雑なものを1つにまとめて、いろいろ苦勞があったと思いま

す。今回こういう格好で整理がなされることによって、指定の部分が一括されることによって、もう一度また深く規則や条例をいじるということはなくなるわけですか。まだもう一回ぐらい出てきますか。

重松生涯学習
文化財課長

いえ、現時点ではこれで一旦終了と考えております。

岡田教育長

ほかにございますか。

今田委員

規程の整理はこれで一旦落ち着くということで、あとはこれらの施設の持つ機能のより有効的な活用というか、文化的なものとして位置づけられているもののプロパガンダというか、より広く利用されるようなことについても力を入れてやっていただきたい。これは指定管理者にオーダーするときにはいろいろやるのでしようけれども。条文の整理はなかなかややこしかったものを一括してこれをやれるようになった、その努力を多としつつ、本筋の分では是非一つ。それは教育委員会だけではなくて、オール横浜の市長部局、文化観光局のようなところともやはりいろいろと連携する必要があるのではないかと思います。やはり教育委員会だけで考えると視野が狭くなるので、それはもう少し広く、言葉が良いかどうか、遊び心も入ったような、みんながより来やすく、行きたくなるような部分についての発想というものを是非入れていくことが大事かと思えます。やっておられるかもしれませんが、意見として。

小林教育政策
推進等担当部
長

指定管理につきましては、この4月から新たに第3期の指定管理に変わります。これについて、選定委員会を実施いたしましたけれども、これまでにない様々な提案もいただいておりますので、特にそれぞれの館が連携して、今まで以上に市民の皆様喜んでいただけるような提案もされておりますので、それを確実に実行していきたいと考えております。ありがとうございます。

長島委員

数年前に文化財の在り方検討委員会というのが立ち上がって、それで審議されて、諮問機関に流れたと思うのですがけれども、その成果もここに表れているととらえて良いのでしょうか。

重松生涯学習
文化財課長

はい。各館が持っている一体性と言いますか、より一体的というようなことでは、今回の一括選定と言いますか、お互いの5館一緒の企画とか、そんなことも含めて一体的にやっていくということで、1つの前進だと思っています。

岡田教育長

よろしいでしょうか。1点、議案資料に付いていた中の3ページの新旧対照表が並んでいるところの真ん中の一番上に、平成27年3月に既に改正されたものが改正案になっていますけれども、これは改正1の間違いで良いのですよね。

重松生涯学習
文化財課長

はい。申し訳ありません。

岡田教育長

ありがとうございます。
ほかにも御意見等はございますでしょうか。

西川委員

歴史博物館などは横浜のすごく大事な財産なのですが、学校関係はどのような

活用をされていますか。

重松生涯学習
文化財課長

歴史博物館には学校から小中学生がかなりの数が来られていますけれども、それ以外にこちらから出向いて、いろいろな授業を行ったり、都市発展記念館で吉田新田の展示を行うことでかなりの方が来られるようになっております。加えて、歴史博物館、ふるさと歴史財団が一緒になって各学校の歴史資料を整理して、新たにリニューアルして公開したり、ほかにも夏休みに親子で小学生も体験できるようないろいろな事業も行っております。

西川委員

そういうものについては、学校に向けてPRしていただいているわけですね。

重松生涯学習
文化財課長

はい。

西川委員

了解しました。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。
それでは、教委第56号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。そのほか、何か御意見はございますでしょうか。
それでは、事務局からお願いします。

古橋総務課長

事務局から報告させていただきます。
2月24日に個人の方1名から大正連合町内会自治会地域の学校計画に関する請願書が、2月25日に個人の方1名から俣野小学校に関する説明を求める請願書がそれぞれ提出されました。これらの請願書につきましては、事務局で対応を調整の上、委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をお願いいたします。
次回の教育委員会臨時会は、3月18日、金曜日の午後2時から開催する予定となっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。
以上です。

岡田教育長

それでは、次回の教育委員会臨時会は3月18日、金曜日の午後2時から開催する予定です。
別途、通知いたしますので御確認をお願いいたします。
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方、マスコミの方には御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第57号議案「給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第58号議案「給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第59号議案「平成27年度 横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の追加決定について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時31分]